

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越前市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

越前市長

公表日

令和6年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を受受・保管し、申請者の居住する市区町村長にその情報を通知する。 【具体的な事務】 ・申告特例に関する申請書の受理・応答、保管 ・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例を希望する者の住所地の市区町村に対する申告特例通知書の作成、送付
③システムの名称	エクセルファイルで管理、国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例通知書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市総合政策部ブランド戦略課
②所属長の役職名	ブランド戦略課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	越前市総合政策部ブランド戦略課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3016
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員は、毎年マイナンバー制度や情報セキュリティ対策に関する研修を受講している。 ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、記載されたマイナンバーの真正性の確認を徹底し、本人からのマイナンバー取得の徹底や、複数人での確認を行っている。 ・マイナンバーが記載された書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか確認し、書留により送付を行うこととしている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・マイナンバーを含むデータの受渡しについては、個人情報を取り扱う専用の回線により行っている。 	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を取り扱う事務に従事する作業従事者を明確化するとともに、特定個人情報取扱区域を定め入室制限措置を行い、入退室管理システムにより入室管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルを取り扱う端末等を限定し、端末使用者のみのログインパスワードを配布し、アクセス制御を行っている。 ・セキュリティーワイヤーによる機器の固定及び施錠可能なキャビネットへの保管を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	IVリスク対策	なし	記載事項「IVリスク対策」の追加	事後	様式の改正による変更であり、変更期日が令和元年7月1
令和1年6月10日	IIしきち値判断項目	2019/1/10	2019/5/10	事後	様式の改正による変更に伴い、変更(変更期日は令和元
令和2年6月11日	I関連情報、5評価実施機関における担当部署	越前市産業環境部商業・観光振興課 商業・観光振興課課長	越前市産業環境部観光交流推進課 観光交流推進課課長	事後	名称変更
令和2年6月11日	I関連情報、8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問	越前市産業環境部商業・観光振興課 福井県越前市府中一丁目2-3 センチュリープラ	越前市産業環境部商業・観光振興課 福井県越前市府中一丁目2-3 センチュリープラ	事後	住所変更
令和2年6月11日	IIしきい値判断項目 1対象人数の日付	2019/5/1	2019/12/31	事後	日付変更
令和2年6月11日	IIしきい値判断項目 2取扱者数の日付	2019/5/1	2020/6/1	事後	日付変更
令和3年6月24日	IIしきい値判断項目 1対象人数の日付	2019/12/31	2020/12/31	事後	日付変更
令和3年6月24日	IIしきい値判断項目 2取扱者数の日付	2020/6/1	2021/6/1	事後	日付変更
令和4年8月18日	I関連情報、5評価実施機関における担当部署	越前市産業環境部観光交流推進課 観光交流推進課課長	越前市産業環境部観光誘客課 観光誘客課課長	事後	名称変更
令和4年8月18日	I関連情報、8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問	越前市産業環境部観光交流推進課 福井県越前市府中一丁目2-3 センチュリープラ	越前市産業環境部観光誘客課 福井県越前市府中一丁目2-3 センチュリープラ	事後	名称変更
令和4年8月18日	IIしきい値判断項目 1対象人数の日付	2020/12/31	2021/12/31	事後	日付変更
令和4年8月18日	IIしきい値判断項目 2取扱者数の日付	2021/6/1	2022/6/1	事後	日付変更
令和5年8月10日	I関連情報、5評価実施機関における担当部署	越前市産業環境部観光誘客課 観光誘客課課長	越前市総合政策部ブランド戦略課 ブランド戦略課長	事後	機構改革に伴う担当課の変更
令和5年8月10日	I関連情報、7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	越前市総務部秘書広報課 福井県越前市府中一丁目13-7	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7	事後	機構改革に伴う担当課の変更
令和5年8月10日	I関連情報、8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問	越前市産業環境部観光誘客課 福井県越前市府中一丁目2-3 センチュリープラ	越前市総合政策部ブランド戦略課 福井県越前市府中一丁目13-7	事後	機構改革に伴う担当課の変更
令和5年8月10日	IIしきい値判断項目 1対象人数及び日付	1,000人以上1万人未満 令和3年12月31日	1万人以上10万人未満 令和4年12月31日	事後	
令和5年8月10日	IIしきい値判断項目 2取扱者数の日付	令和4年6月1日	2023/6/1	事後	
令和5年8月10日	IVリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和6年8月15日	IIしきい値判断項目 1対象人数及び日付	1万人以上10万人未満 令和4年12月31日	1万人以上10万人未満 令和5年12月31日	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年8月15日	IIしきい値判断項目 2取扱者数の日付	2023/6/1	2024/6/1	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年11月11日	I関連情報、3個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	番号法第9条第1項、別表24の項 ほか	事後	法改正(令和6年10月1日施行)による変更であり、重要な
令和6年11月11日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		(項目追加)	事後	様式の改正(令和6年10月1日施行)に伴う記載追記であ
令和6年11月11日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		(項目追加)	事後	様式の改正(令和6年10月1日施行)に伴う記載追記であ